

令和7年度福岡市障がい者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下、「法」という。)第9条の規定に基づき、障がい者就労施設などで就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的として、福岡市における障がい者就労施設等からの物品および役務(以下「物品等」という。)の調達の推進(以下「優先調達推進」という。)を図るための方針を定めるもの。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、福岡市役所全組織とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

①「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等

- ア 障がい者支援施設
- イ 生活介護事業所
- ウ 就労移行支援事業所
- エ 就労継続支援事業所
- オ 地域活動支援センター

② 障がい者を多数雇用している事業所

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく子会社の事業所(特例子会社)
- イ 重度障がい者多数雇用事業所

③「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく在宅就業障がい者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者(在宅就業障がい者)
- イ 在宅就業障がい者に対して援助の業務等を行う団体(在宅就業支援団体)

4 優先調達推進に関する基本的事項

本市における優先調達推進に関する基本的事項を、次のとおり定める。

(1) 優先調達推進の意義

障がい者が地域で生き生きとして安心した生活を続けていくためには、働くことを通じて社会の一員として自尊心と自立心を持って暮らすことができるよう、障がい特性等に応じた多様な就業の機会を確保する必要がある。

また、障がい者就労施設等が供給する物品等の売り上げから配分される賃金や工賃は、障がい者就労施設等で働く障がい者の大きな励みともなっている。

このような観点から、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の喚起を図ることは極めて重要であることを深く認識し、福岡市は率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するとともに、外郭団体等や民間企業等へも障がい者就労施設等の物品等に対する需要を喚起するものである。

(2) 優先調達推進の基本的考え方

障がい者就労施設等が供給する物品等は、パン・菓子類を始めとした食品や、各種雑貨などのほか、清掃、除草、データ入力などの事務作業、ウェブデザイン制作、印刷、クリーニングなどの役務まで多岐にわたっていること、また、物品等の特性を十分に認識したうえで、調達分野を限定することなく、従来調達実績がない物品等も含めて調達の可能性について広く検討し、積極的な調達に努めることとする。

また、福岡市が障がい者就労施設等からの優先調達を推進していくため、必要な予算の確保に努めることとする。

なお、外郭団体等や民間企業等に対しても、障がい者就労施設等が供給する物品等の広報等を通じて、需要の喚起に努めることとする。

(3) 調達に当たり留意すべき点

① 予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、障がい者就労施設等発注促進制度(※)を活用すること。

② 障がい者就労施設等からの調達にあたって仕様等を定める際には、調達により達成しようとする行政目的等も踏まえ、必要かつ明確な内容とするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定すること。

また、調達する物品等に求める要件、評価の方法、契約の手續等を定める際、その他の契約の実施の際には、障がい者就労施設等がその特性により当該調達から不当に排除されないようにするなど、競争への参加の機会を確保すること

③ 物品等の調達に際しては、障がい者就労施設等の入札等が円滑に行われるよう、規格等必要な事項について丁寧に説明するよう努めるとともに、発注にあたっては、可能な限り計画的に行い、障がい者就労施設等に配慮した納期等を設定すること。

※ 地方自治法施行令を踏まえて、福岡市が調達する物品等について、障がい者就労施設等と随意契約を行う場合における優先発注の事務取扱について定めたもの。

5 障がい者就労施設等からの優先調達推進のための体制及び取組み

(1) 優先調達の推進体制

福祉局を担当する副市長を本部長、本部長以外の副市長を副本部長、局・区・室長を本部員とした「福岡市障がい者施策推進本部」を設置し、全庁的に取り組むこととする。

なお、本部の事務局（以下「本部事務局」という。）は、福祉局障がい者部に置く。

(2) 優先調達推進の取組み

① 障がい者就労施設等が供給する物品等の情報提供

障がい者就労施設等で供給する物品や役務の種類など、発注の際に必要な情報を事務局においてとりまとめ、公文通知や庁内メール等を活用し、全所属へ提供する。

② 受注コーディネート窓口の設置

（電話：０９２－７２４－０６１１、メール：center@fesc.jp）

障がい者就労施設等への発注に関する問い合わせに応じて施設等を紹介するとともに、単独の施設等では対応できない数量や納期設定、複数種類の物品の組み合わせ発注にあたっては、複数の施設等による対応を調整する。

③ 本市の調達実績に関する情報等の提供

障がい者就労施設等においてニーズに応じた積極的に商品開発等ができるよう、福岡市における調達実績や必要とする物品等の情報を障がい者就労施設等に提供する。

④ 外郭団体等への協力要請

本市の外郭団体等に優先調達推進への協力を要請する。

6 障がい者就労施設等の物品等の販売促進の取組みなど

(1) 本市主催イベント等の情報を収集し、イベント等への障がい者就労支援施設の出店を調整・促進する。

(2) 区役所庁舎内等において、障がい者就労支援施設等の物品販売の便宜供与を行う。

7 公契約における障がい者の就業を促進するための措置

地場企業であり、かつ福岡市競争入札有資格者で、障がい者雇用率 5.0% を達成している企業を、社会貢献優良企業として優先指名する優遇制度の対象とする。

8 令和 7 年度障がい者就労施設等からの物品等の調達目標

物品、役務それぞれについて、前年度の調達目標を上回るよう、調達目標を次のとおり定める。

① 物品（パン・お菓子類、雑貨等）	2,300 万円
② 役務（清掃、データ入力、クリーニング等）	1 億 5,800 万円
合計	1 億 8,100 万円

9 障がい者就労施設等優先調達方針及び障がい者就労施設等からの調達実績の公表

(1) 本方針は、市ホームページ等により公表する。

なお、方針の見直しを行った場合も同様とする。

(2) 調達実績は、本年度終了後、遅滞なくその概要をまとめ、市ホームページ等により公表する。あわせて、本市の外郭団体等における調達実績も公表する。

附 則

本方針は、令和 7 年 5 月 21 日から施行する。